

昭島市中小企業等 家賃支援金 申請要項

【昭島市中小企業等家賃支援金の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障をきたしている昭島市内の事業者のうち、

市内で事業所等を賃借して事業を営むものに対し、事業の継続と雇用の維持を支援するため、

1事業者1回に限り、直近1か月の家賃相当額^注の2/3の2か月分を支給します。（1事業者あたり月10万円、最大20万円）

※家賃相当額とは

月額賃料、共益費、管理費、消費税、駐車場・土地・倉庫の賃借に要するものが対象です。権利金、敷金、礼金、保証金その他これに類するもの、自宅兼事業所の場合における住居部分は対象外です。

（対象となる家賃相当額については、昭島市内で賃借している事業用のものに限ります。）

以下に該当する方が対象です。

- 市内で事業所等を賃借して事業を営み、かつ、今後も事業を継続する意向の方。
- 中小企業者及び個人事業主であり、かつ、主たる事業がセーフティネット保証5号の指定業種に該当する方。
- 令和2年3月31日時点で開業し、かつ、当該物件に係る賃貸借契約を締結している方。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により
令和2年4月～8月の任意のひと月の売上高等が、
前年同月と比較して20%以上50%未満減少している方。
【創業1年未満の場合等、前年比較が適当でない場合】
令和2年4月～8月の任意のひと月の売上高等が、令和2年4月以前の任意のひと月の売上高等と比較して20%以上50%未満減少している方。
- 国の家賃支援給付金に該当しない方。
- 暴力団又は暴力団員等でない方。

受付期間、申請書類などは裏面をご覧ください

●お問合せ先●

昭島市市民部産業活性課 電話042-544-5111（内線2282・2284）

【昭島市中小企業等家賃支援金】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。
申請書類受理後、その内容を審査のうえ、支給または不支給を決定し、郵送で通知します。

支給決定の場合は、申請書類受理後3週間程度で、申請書に記載の口座へ支援金を振り込む予定です。

◆受付期間

令和2年7月15日（水）から令和2年10月31日（土）（消印有効）まで

◆申請書の郵送先

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 「昭島市役所産業活性課」宛て

※簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所・氏名を必ずご記入ください。

◆申請書類

<申請時チェックリスト>の「I 必要提出書類について」をご確認ください。

◆その他

1. 中小企業者及び個人事業主とは

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
医業（上記4事業を除く）	-	300人以下

- 法人の場合は資本金または従業員数のいずれか一方、個人の場合は従業員数の要件を満たす必要があります。
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、常時使用する従業員数が300人（小売業を主たる業種とするものは50人、卸売業またはサービス業を主たる業種とするものは100人）以下のものも対象です。

2. セーフティネット保証5号の指定業種とは

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、国が、業況が悪化していると指定した業種をいいます。令和2年5月1日に指定業種が拡大され原則すべての業種が対象となっておりますが、一部対象外業種がございますので、指定業種の確認は中小企業庁のホームページをご確認ください。

※対象外業種

農業・林業・漁業、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）等